

## 成年年齢引下げに対する対応と工程表改定案の関係

成年年齢 WG報告書	基本計画工 程表改定素 案	170131 委員会 意見	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
第2_1. 若 年成人の 消費者被 害の防止・救済 のための 制度整備 (1)・(2)	3(1) 消費者 契約法の見直し  3(1) 特定商 取引法の執行 強化・	1.(1)  1.(2)		消費者委員会の審議に対し、適切に協力する など、引き続き、分析・検討を行い、その 結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【消費者庁、法務省】			
				悪質性や緊急性の高いと思われる案件の調査の実施、 調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁、経済産業 省】			
第2_3. 消 費者教育 の充実 全般	4(2) 消費者 教育に使用さ れる教材等の 整備・学校 における消費 者教育の推進	1.(3)		成年年齢引下げに向けた動きがある中で、 成年を境に消費者被害が増加する状況を踏 まえ、若年層への消費者教育を強化【消 費者庁、文部科学省】			
全般	4(2) 学校に おける消費者 教育の推進			消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開 発に係る実践研究及びその成果の普及。大学等における 消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部 科学省】			
(1)ア	4(2) 消費者 教育に使用さ れる教材等の 整備・学校 における消費 者教育の推進			小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指 導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学 省】			
(1)ア	4(2) 学校に おける消費者 教育の推進			副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を 活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、 金融庁、総務省、関係省庁等】			
(1)イ・ (2)ア	4(2) 教育行 政（学校教 育・社会教 育）と消費者 行政の連携・ 協働（基礎的 な情報の整備 と体制作り）			地方公共団体における、教育委員会と消費者行政担当 部局との連携等による消費者教育推進のための人材開 発、消費者教育の推進体制の整備の促進【消費者庁、 文部科学省】			
(1)イ・ (2)ア・ (2)イ	4(2) 学校に おける消費者 教育の推進			<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進会議で提案した「学校に おける消費者教育の充実に向けて」の周知 等</li> <li>・学校における消費者教育の充実に資するた めの教員向け研修の実施の促進</li> <li>・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・ 協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援【消費者庁、 文部科学省】</li> </ul>			



成年年齢 WG報告書	基本計画工 程表改定素 案	170131 委員会 意見	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
第2_4. 若 年成人に 向けた消 費者被害 対応の充 実	6(1) 国民生 活センターに よる消費生活 センター等へ の相談支援機 能強化	1.(4)	国民生活センターによる経由相談の強化、お昼の消費生活相談及び「消費者ホットライン」を通じた消費生活センター等のバックアップ【消費者庁】					
	"		国民生活センター及び消費生活センターによる消費者相談 110 番について、被害状況等に鑑みてテーマ等を検討し、実施する。【消費者庁】					
	6(2) 地方消 費者行政の充 実・強化に向 けた地方公共 団体への支援 等		地方公共団体（被災自治体を含む。）への支援 【消費者庁、関係省庁等】					
	"		地方公共団 体、関係機 関への制度 の周知【消 費者庁、関 係省庁等】	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正消費者安全法の円滑な施行・庁内連携の推進、相談業務の広域連携業務の広域連携【消費者庁、関係省庁等】</li> <li>取組状況や好事例の収集、提供【消費者庁】</li> </ul>				
	"		平成 30 年度以 降の地方消費者 行政充実・強化 に向けた今後の 支援の在り方等 について検討 【消費者庁】					
	6(2) 「消費 者ホットライ ン」の運用		「消費者ホ ットライ ン」の3桁 化【消費者 庁】	「消費者ホットライン」の周知【消費者庁、関係省庁等】				
	4(2) 消費 者教育の総 合的、体系 的かつ効果 的な推進		地域におけ る消費者教 育推進のた めの体制の 整備	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】				
	国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】							

### 3 適正な取引の実現

#### (1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し

##### 特定商取引法の執行強化

高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行う。【消、経】

##### 消費者契約法の見直し

消費者契約法施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方について、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会で審議が行われた。内閣府消費者委員会の答申を踏まえ、「消費者契約法の一部を改正する法律案」を平成28年3月4日に閣議決定し、第190回国会に提出した。

同法律案については、第190回国会で成立し、平成28年6月3日に公布（平成28年法律第61号）されていることから、施行に向けた周知・啓発活動を実施する。また、「消費者契約法専門調査会報告書」において、今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点等については、同法律案の国会における審議等も踏まえながら行われている内閣府消費者委員会の審議に対して、適切に協力を行うなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【消、法】

### 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

#### (1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

##### 消費者政策の企画立案のための調査の実施

消費者政策の企画立案のため、次の1)から4)までの調査を実施する。【消】

1) 消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。

2) 既存の消費者事故等情報やPIO-NET情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。

3) 消費生活の現状や消費者問題に対する「調査・分析」機能の強化、及びそれを踏まえた「課題発見・対策提示」機能の強化を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。

4) 上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。

#### (2) 消費者教育の推進

##### 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費

者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消、文、関係等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消、関係等】

#### 地域における消費者教育推進のための体制の整備

国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。【消、文、関係等】

地方消費者行政強化作戦の目標である、全ての都道府県・市町村での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置の計画期間中の達成を目指して、地方消費者行政推進交付金等によるネットワークの構築、先進事例の収集・提供、地方消費者フォーラムを活用した教育関係者との連携強化等により、この目標の達成に向けた都道府県の取組を調査、支援、促進する。【消、関係等】

地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。【消、文、関係等】

消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。【消、文、関係等】

「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等

消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえ、消費者教育推進会議等から意見を聴き、必要があれば基本方針を変更する。

なお、現行基本方針は平成29年度までの方針であることから、平成30年度以降を対象期間とする次期基本方針を検討・策定する。【消、文、関係等】

#### 消費者教育に使用される教材等の整備

年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとするに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。

消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。【消】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成する。【消、文】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。

平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成、児童養護施設等での消費者教育支援プログラムについて検討する。【消】

教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基盤的な情報の整備と体制作り）

学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況についての調査を定期的実施し、現状の課題等について、分析を行い、更なる普及・啓発を行う。

また、調査研究などの成果など特色ある取組事例を普及するとともに、先駆的実践者を活用し、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りを促進する。

消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材開発等を含めた整備を促進する。【消、文】

### 学校における消費者教育の推進

#### 1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ小中学校学習指導要領は平成28年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成29年度中に改訂予定（小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面实施、高等学校は平成34年度入学生から年次進行で実施する予定）。【文】

#### 2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消、文】

#### 3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、それらの成果の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文】

#### 4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。

【消、金、総、関係等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成する。【消、文】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。【消】

平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成を行

う。【消】

消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣を実施する。

【消】

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進する。【消、文】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校における消費者教育の充実のための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消、文】

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化

国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化

消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経路相談を強化するとともに、お昼の消費生活相談、「消費者ホットライン」を通じた消費生活センター等のバックアップに取り組む。また、越境消費者トラブルに関する相談対応を実施し、海外の相談機関と連携して消費者に対し内容に応じた助言や情報提供を行い、問題解決を図る。

国民生活センター及び消費生活センターによる消費者相談 110 番について、被害状況等に鑑みてテーマ等を検討し、実施する。【消】

(2) 地方における体制整備

地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等

国における財源の確保、地方における人員・予算の確保に向けた自主的な取組への支援を含む、地方公共団体への支援、東日本大震災の被災自治体への支援を行うほか、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備を全国的に推進する。

【消、関係等】

このため、地方消費者行政強化作戦に沿って、計画期間中に、相談体制の空白地域解消、消費生活センター設置促進、消費生活相談員配置促進、資格保有率向上、研修参加率の向上を目指して、地方公共団体の取組を支援する。

また、平成26年に公布された消費者安全法の改正法が平成28年4月に施行されたことを踏まえ、平成28年4月付けで「消費者安全の確保に関する基本的な方針」を改定した。今後、同方針も踏まえ、消費者安全確保地域協議会の設置、消費生活相談員の処遇改善及び資質向上等の地方公共団体の取組に対する支援を推進する。消費者安全確保地域協議会については、その設置促進に資するよう、地方公共団体における先進事例の収集・共有等に取り組む。

地方消費者行政推進交付金等を活用した地方公共団体に対する支援が平成29年度末に一つの区切りを迎えることを踏まえ、平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方等について検討を行う。【消】

「消費者ホットライン」の運用

「消費者ホットライン」の運用により、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、近くの消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一步を支援する。

さらに、「消費者ホットライン」の3桁化（平成27年7月から「188」の番号で運用開始）を実施し、記者会見場での掲示、消費者向け情報提供の際や消費者月間において周知するなど、様々な機会を捉えて3桁の電話番号「188番（いやや!）」を周知することにより相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図るとともに、土日祝日における消費生活相談体制の整備を含め、大幅な増加が見込まれる消費生活相談への適切な対応を支援する。【消、関係等】



(参考)

成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書  
(平成29年1月消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ)  
における提案事項のうち、工程表改定案で未対応のもの

第2 望ましい対応策

1. 若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備

(2) 特定商取引法

- ア 連鎖販売取引における若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすること
- イ 若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象として明確化すること

4. 若年成人に向けた消費者被害対応の充実

(1) 相談体制の強化・充実

ウ 若者支援機関との連携

- 「地域若者サポートステーション」等の若者支援機関と連携し、若年成人が直面し得る課題に対し、ワンストップで対応する仕組みを作るべきである。

6. その他

- 成年年齢引下げに伴う、若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーンを実施すべきである。